



発行 東京都

目次

25

規則（教）

- 東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………六
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………八
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………九

- 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

訓令（教）

- 東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………二
- 職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………二
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………三
- 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………三
- 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正……………三
- 教育関係職員の旅費支給規程の一部改正……………三
- 東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………四

規則（教）

東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会議規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員会」を「東京都教育委員会（第三条第一項及び第十六条において「委員会」という。）」に改め、「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。第三条第三項及び第二十六条において「法」という。」を加える。

第二条中「委員長」を「教育長」に改める。

第三条第二項中「第四木曜日とし」を「第四木曜日にこれを招集し」に、「翌日とする」を「これを翌日に招集する」に改め、同項ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 臨時会は、法第十四条第二項に規定する請求があつた場合のほか、教育長が必要と

認める場合において、これを招集する。

第三条第四項中「前条及び前項」を「前条」に改める。

第四条及び第五条中「委員長」を「教育長」に改める。

第二章を削る。

第八条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第九条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、第三章中同条を第七条とする。

第十条中「委員長」を「教育長」に改め、第三章中同条を第八条とする。

第三章を第二章とする。

第十一条中「委員長」を「教育長」に改め、第四章中同条を第九条とする。

第十二条中「委員長」を「教育長」に改め、第四章中同条を第十条とする。

第十三条第一項中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、第四章中同条を第十一条とする。

第十四条第一項及び第二項中「委員長」を「教育長」に改め、第四章中同条を第十二条とする。

第十五条中「委員長」を「教育長」に改め、第四章中同条を第十三条とする。

第四章中第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とし、第十八条を第十六条とし、同章を第三章とする。

第十九条第一項及び第二項中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第十七条とする。

第二十条中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第十八条とする。

第二十一条中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第十九条とする。

第二十二条中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第二十条とする。

第二十三条中「委員」を「教育長及び委員」に改め、第五章中同条を第二十一条とする。

第二十四条第二項及び第三項中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第二十二條とする。

第二十五条第二項及び第三項中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第二

十三条とする。

第二十六条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、第五章中同条を第二十四条とする。

第二十七条第一項及び第二項中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条を第二十五条とする。

第五章を第四章とする。

第六章の章名中「会議録」を「議事録」に改める。

第二十八条第一項中「会議録」を「法第十四条第九項に規定する議事録（次条において「議事録」という。）」に改め、同条第七号中「委員長または」を「教育長又は」に改め、同章中同条を第二十六条とする。

第二十九条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、第六章中同条を第二十七条とする。

第六章を第五章とする。

第七章中第三十条を第二十八条とし、同章を第六章とする。

第三十一条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、第八章中同条を第二十八条とする。

第八章を第七章とする。

第九章中第三十二条を第三十条とし、同章を第八章とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育委員会会議規則第一条、第二条、第三条第二項から第四項まで、第四条から第七条まで、第八条第一項、第九条第一項、第十条から第十五条まで、第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条から第二十七条まで、第六章の章名、第二十八条本文及び同条第七号、第二十九条並びに第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「東京都教育委員会委員長（以下「委員長」という）を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という）」に改め、同条第二項、第二条第五号、第三条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条並びに第九条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「~~東京都教育委員会教育長~~」を「~~東京都教育委員会教育長~~」に、「（日本工業規格A列6番）」を「（日本工業規格A列4番）」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育委員会傍聴人規則第一条第一項及び第二項、第二条第五号、第三条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条、第九条並びに別記第一号様式から第三号様式まで（「~~東京都教育委員会教育長~~」を「~~東京都教育委員会教育長~~」に改める部分に限る。）の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育委員会傍聴人規則第一条第一項及び第二項、第二条第五号、第三条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条、第九条並びに別記第一号様式から第三号様式まで（「（日本工業規格A列4番）」に改める部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二条第一項の表指導部の項中「義務教育特別支援教育指導課」を「義務教育指導課」に改める。

第三条第六項中「都立学校教育部及び」を削る。

第四条第六項中「都立学校教育部長又は」を削る。

第五条の表都立学校教育部の部特別支援教育課の項中第五号を第七号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「入学に」を「入学の決定等に」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 特別支援学校の通学区域に関すること。

五 特別支援学校の入学者の選考等に関すること（指導部に属するものを除く。）。

第五条の表指導部の部義務教育特別支援教育指導課の項中「義務教育特別支援教育指導課」を「義務教育指導課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

特別支援教育指導課

- 一 特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関すること。
- 二 特別支援学校及び特別支援学級の教育内容の指導に関すること。
- 三 進路指導に関すること。

四 教育評価に関すること。

五 障害のある児童生徒等の就学、入学等の相談に関すること。

六 特別支援学校の入学者の選考等についての専門的事項に関すること。

七 特別支援学校の生徒の就労支援に関すること。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「前三条」を「前二条」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第八条とする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育庁処務規則第一条及び第八条の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育庁処務規則第一条、第六条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十六号

東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則に見出しとして「（教育長委任事項）」を付し、「昭和三十一年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「基き」を「基づき」に、「東京都教育委員会が」を「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」に改め、「東京都教育委員会教育長」の下に

「（以下「教育長」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に次の一条を加える。
（委任事項の報告）

第二条 教育長は、東京都教育委員会委員（この項において「委員」という。）から法第二十五条第三項に規定する教育長に委任された事務に関する報告の求めがあったときは、委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則第一条及び第二条の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十七号

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十一年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、東京都教育委員会委員（この項において「委員」という。）から法第二十五条第三項に規定する教育長に委任された事務に関する報告の求めがあったときは、委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない。

第二条の二第二項中「報告し」を「対し、法第二十五条第三項に規定する報告を行う」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第二条第一項及び第二項並びに第二条の二第二項の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第二条及び第二条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。

東京都教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

東京都教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

東京都教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に、「基き」を「基づき」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会公印規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 四の項及び五の項を次のように改める。

四 削除					
五 削除					

別表第二中 6

東京都教育委員会
委員長之印

を 6 削除

に、 7

東京都教育
委員会委員
長代理之印

を

7 削除

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育委員会公印規則別表第一 四の項及び五の項並びに別表第二6の項及び7の項の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育委員会公印規則別表第一 四の項及び五の項並びに別表第二6の項及び7の項の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則

東京都教育財産管理規則（昭和四十年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五条第一項第四号中「教育委員会」を「東京都教育委員会（以下「教育委員会」と

いう。）に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 教育長は、東京都教育委員会委員（以下「委員」という。）から法第二十五条第三項に規定する教育長に委任された事務（第二十二条第二項において「教育長委任事務」という。）に関する報告の求めがあつたときは、委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない。

第二十二條に次の一項を加える。

2 教育長は、委員から教育長委任事務に関する報告の求めがあつたときは、委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の東京都教育財産管理規則第一条、第十六条第二項及び第二十二条第二項の規定は適用せず、この規則による改正前の東京都教育財産管理規則（以下「改正前の規則」という。）第一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第一条中「第二十三条第二号」とあるのは「第二十一条第二号」と、「基本」とあるのは「基づく」とする。

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。
別記第一号様式及び第二号様式中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

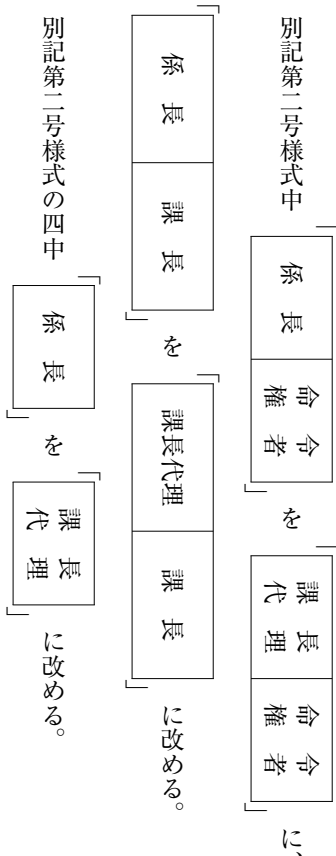
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。



1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

第十二条第二項第一号中「十七」を「十九」に改める。

別記様式第二号中

「係長」を「課長代理」に、「2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけで認定することができる。」を「2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけで認定することができる。」と改める。

「4 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（たとえば、婚姻、出生、満60歳以上等）及び事実発生の年月日を記入すること。」と改める。

別記様式第三号中

「係長」を「課長代理」に改める。

別記様式第三号の二中「基づき」を「基づき」に、「係長」を「課長代理」に改める。

別記様式第三号の三中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

別記様式第四号中

「係長」を「課長代理」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号から様式第四号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「厚生労働大臣が指定した助産師養成所若しくは看護師養成所又は都道府県知事が指定した」を「又は都道府県知事が指定した助産師養成所、看護師養成所若しくは」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「勤務する学校（都立学校並びに区市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び共同調理場をいう。以下同じ。）の所在する」を「在勤する」に改める。

第二条の二中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第二条の三中「以下「新規採用職員」という。」を削り、「に支給する」を「のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の」に、「百分の十八」を「百分の二十」に、「百分の七・二」を「百分の九」に改める。

第二条の四第一項中「勤務する学校の所在する」を「在勤する」に改め、「（以下「職員の勤務地域」という。）」を削り、「規定する支給地域」の下に「及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域」を加え、「区部・多摩地域」を「区部・多摩地域等」に、「百分の十八」

を「百分の二十」に改め、同条第二項中「の勤務地域」を「が在勤する地域」に改め、「支給地域以外の地域」の下に「（東京都の区域に限る。）」を加え、「区部・多摩地域」を「区部・多摩地域等」に、「百分の七・二」を「百分の九」に改め、同条第三項中「の勤務地域」を「が在勤する地域」に改め、「支給地域以外の地域」の下に「（東京都の区域に限る。）」を加え、「都外地域」を「東京都の区域外の地域」に、「百分の四・八」を「百分の五・四」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と同居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 条例の適用を受けない東京都職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったこと。
ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用をされたこと。

第五条第七号中「条例の適用外であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となり、これ」及び「適用」を「事由発生」に改める。

別表第一中「九、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。
別表第二中「四五、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項三級の欄中「451,500」を「468,100」に改め、同項四級の欄中「468,100」を「506,400」に改め、同項五級の欄中「506,400」を削り、同表技術職員給料表(三)の項三級の欄中「446,700」を「465,600」に改め、同項四級の欄中「465,600」を削り、同表技術職員給料表(四)の項三級の欄中「446,700」を「465,600」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十一条の二三項第一号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第二十一条の二三項第二号の教育委員会規則で定める額は、条例第十一条の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員の占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。
一 区分六、区分七又は区分九 五千元
二 区分十 四千元

2 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引続き同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「五級」を「四級」に改める。
 別表第二事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が四級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部四級の項に規定する経営企画課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五
	職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるもののうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号）により統括課長代理に認定されたもの（以下「統括課長代理」という。）	百分の六
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるもの（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の三
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部二級の項に規定する主任の職又はこれに相当する職にあるもの	

別表第二技術職員給料表(三)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一二の部三級の項に規定する主査若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるものうち、統括課長代理	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一二の部三級の項に規定する主査若しくは課長代理	百分の六

	の職又はこれらに相当する職にあるもの（加算割合が百分の十である職員を除く。）	
	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。）	百分の三
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規則別表第一二の部二級の項に規定する主任の職又はこれに相当する職にあるもの	

別表第二技術職員給料表(四)の項中「主査」を「課長代理」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十一号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が四級である職員（教育五級等職員を除く。）	
	職務の級が三級である職員であつて学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第一口の部三級の項に規定する主査、経営企画室長又は課長代理の職にあるもの	

別表第一技術職員給料表(三)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一二の部三級の項に規定する主査又は課長代理の職にあるもの	
------------	---	--

別表第一技術職員給料表(四)の項中「主査」を「課長代理」に改める。
別表第三事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が四級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部四級の項に規定する経営企画課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五
	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるもののうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)により統括課長代理に認定されたもの(以下「統括課長代理」という。)	百分の六
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の三
	職務の級が二級である職員であつて初任給等規則別表第一口の部二級の項に規定する主任の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の三

別表第三技術職員給料表(三)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一一の部三級の項に規定する主査若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるものうち、統括課長代理	百分の十
	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一一の部三級の項に規定する主査若しくは課長代理の職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)	百分の三

職務の級が二級である職員であつて初任給等規則別表第一一の部二級の項に規定する主任の職又はこれに相当する職にあるもの

別表第三技術職員給料表(四)の項中「主査」を「課長代理」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第十八号

教 育 庁

東京都教育委員会事案決定規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東 京 都 教 育 委 員 会

別表二の項委員会の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号中「前四号」を「前三号」に改め、同号を同欄第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この訓令による改正後の東京都教育委員会事案決定規程別表二の項委員会の欄第一号から第五号までの規定は適用せず、この訓令による改正前の東京都教育委員会事案決定規程別表二の項委員会の欄第一号から第六号までの規定は、なおその効力を有する。

●東京都教育委員会訓令第十九号

教 育 庁

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会
教育事務所
教育庁出張所
都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校

第二条第一号を削り、同条第二号中「教育長」を「東京都教育委員会教育長」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この訓令による改正後の職員の服務の宣誓に関する取扱規程第二条第一号及び第二号の規定は適用せず、この訓令による改正前の職員の服務の宣誓に関する取扱規程第二条第一号、第二号及び第三号の規定は、なおその効力を有する。

●東京都教育委員会訓令第二十号

教育事務所
教育庁出張所
教育事業所

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

別表第一中「六級」を「五級」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二十一号

教育庁
教育庁出張所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当支給規程(昭和六十二年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

別表第二中

5 級	3 級	4 級	5 級	6 級
円	円	円	円	円
608,700	451,500	468,100	506,400	608,700
	449,400	463,400		
	628,500			
	446,700	465,600	506,400	
	446,700	465,600	506,400	

を

公立共同調理場

教育関係職員の旅費支給規程(昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

別記第三号様式(甲)中「~~表紙~~」を「~~裏紙~~」に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の教育関係職員の旅費支給規程別記第三号様式(甲)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第二十四号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程(昭和五十二年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

東京都教育委員会

第四条第一項第八号中「安全衛生主管課(係)長」を「安全衛生主管課長(課長代理)」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

